

第64回人口・社会統計部会議事概要

1 日時 平成27年11月30日(月) 9:57~12:39

2 場所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

(部会長) 白波瀬 佐和子

(委員) 嶋崎 尚子、永瀬 伸子

(専門委員) 齋藤 博、松原 由美

(審議協力者) 美添 泰人(青山学院大学経営学部プロジェクト教授)、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県

(調査実施者) 厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室：
中村室長ほか

(事務局) 内閣府大臣官房統計委員会担当室：伊藤室長、廣瀬調査官
総務省政策統括官付統計審査官室：谷輪統計審査官、佐藤調査官ほか

4 議題 「国民生活基礎調査の変更について」

5 概要

「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成26年3月25日閣議決定。以下「第Ⅱ期基本計画」という。)における指摘事項及び統計委員会諮問第45号の答申(平成25年1月25日付け府統委第7号)(以下「前回答申」という。)における今後の課題(非標本誤差の縮小等に向けた取組)への対応状況について審議が行われた。その結果、一部の意見を受けて、厚生労働省において再度説明資料を整理し、次回部会において報告することとされた。

主な意見は以下のとおり。

<主な意見>

(1) 第Ⅱ期基本計画における指摘事項への対応状況(所得票及び貯蓄票の標本規模の拡大)について

- ・ 所得票及び貯蓄票について、現在の全国レベルと同等の結果精度を担保した都道府県別表章を行うためには、標本の大きさを大幅に増加しなければならず、予算の面から非現実的ではないか。調査事項を大幅に削減して1件当たりの調査負担を軽減することにより標本の大きさを増加させるという方法もあるが、そのような形で有用な調査結果が得られるか疑問である。
- ・ 対応が困難であるとの結論はやむを得ないが、所得票の調査対象となっていない世帯についても、階級値でも良いので、世帯票で新たに所得を把握することについて、今後検討してほしい。
 - 世帯票に新たに所得を把握する事項を設けた場合、所得票の対象世帯は、所得について2回回答することとなるため、報告者負担が増加し、所得票の回収率の低下が懸念される。また、世帯票は約8割の回収率を確保しているが、所得を把握することによる回収率の低下も考えられる。
- ・ 所得票の対象世帯とそれ以外の世帯に区分し、当該世帯によって2種類の世帯票(ショートフォーム(現行案ベースの調査票)、ロングフォーム(現行案ベースに所得階級の選択肢を設けて所得を把握する調査事項を追加した調査票))を用いて調査する方法が考えられる。報告者負担との関係で、なぜショートフォーム、ロングフォームによる実施が難しいのか。

- 調査員が4月に調査地区内を巡回して単位区要図及び単位区別世帯名簿を作成し、厚生労働省は、この単位区に分割した情報を集めてから、所得票の対象単位区を抽出している。世帯票の配布時点では所得票の対象世帯が確定していないといったことから難しいと考えている。
- ・ 本件課題への対応の1つとして、世帯票をショートフォーム、ロングフォームに分けて調査するという方法も考えられる中、なぜ対応することが困難なのか、調査スケジュール等も含め詳細に整理した資料を提出し、次回部会において丁寧に説明してほしい。
 - 困難な理由としては、報告者負担の増加に伴う回収率の低下が懸念されるほか、1つの調査から世帯票及び所得票の2つの所得分布の値が出るといった問題も考えられるが、調査スケジュールも含め資料を作成し、説明することとしたい。
- ・ 予算が確保できなかったため試験調査の代替として、実査に携わる地方公共団体等に対するアンケート調査等を実施し、意見収集したものと理解するが、必要なデータは調査負担を伴っても把握することが必要であると考え。こういった中で、都道府県別表章に係る検討課題に対し、報告者に関する情報が把握できないアンケート調査結果等により標本規模の拡大は困難であると結論付けてよいのか疑問である。現場の声としては理解できるが、これについては慎重に検討すべきであり、次回部会においてより丁寧に説明してほしい。
- ・ アンケート調査の実施に当たって試行的に作成した新調査票案では、調査項目について約35%削除しているが、どういう考えでどのような検討等を経て削除したのか。調査項目の削減については、本調査の統計利用者との関係もあり、有識者等による検討会等において議論するなど、慎重に検討すべきであると考え。

(2) 前回答申における今後の課題（非標本誤差の縮小等に向けた取組）への対応状況について

- ・ 推計値の算定方法として、各調査票から得られた結果から、どのような推計方法等により統計を作成しているのか。事後層化して推定を行っているといった現在行っている具体的な推計方法等に係る情報を次回部会において提示し、説明してほしい。
 - 国勢調査からのデータは5年ごととなるため、総務省が毎年6月1日現在で公表している推計人口のデータを基に比推定を行なっている。
- ・ 調査結果の分布に関して母集団情報をどれだけの確に反映しているかという観点から、平成22年国勢調査結果と推計値である本調査の平成22年調査結果と比べた場合、世帯数に差異が生じている理由について説明してほしい。
- ・ 非標本誤差の縮小のための決定的かつ最も重要な方法は回収率を高めることであり、回収率向上策として調査員、郵送及びオンライン等様々な調査方法を併用することについては今後十分に検討していただきたい。しかし、試験調査が実施できなかったことを踏まえると、報告者の協力を得るために、本調査結果が施策等に役立っていることを説明していくなど、これまでの地道な努力を進めていくことが重要ではないかと考える。
- ・ 先進的な調査結果の補正方法として「傾向スコア」に関する研究の取組を行ったことは評価できるが、これ以外にも欠測値の補完なども実施しているのではないかと。こういった既に実施している推計や補完の方法に係る情報を公開し、その上で更に改善する方法があれば意見を聞くといった姿勢で取り組むことが必要ではないかと。
- ・ 本調査の調査設計について、集落抽出に関するサンプリング方法も含めてどのようなになっているのか。また、どのような考え方により推計値を算定しているのか。本調査に対する信頼性を確保する上でも、このような集落抽出や推計方法等に関する情報について分かり易く

整理し、厚生労働省のウェブページ上に公開する必要があるのではないか。

→ ウェブページにおける提供情報の充実については、今後検討していきたい。

- なぜ回収不能となったのか、どのような世帯が回収不能となったのかといった情報を調査員に記録してもらい把握するといった取組が必要ではないか。未回収世帯に係る「欠票情報」の把握^(注)はとても重要であり、今後の回収率向上に向けた方策を検討する上で有用な情報が得られるものと考えており、このような取組を検討することが必要ではないか。

(注)「欠票情報」は、欠票理由として考えられる①死亡、②転居、③住所不明、④長期不在(入院・入所等)、⑤長期不在(入院・入所等以外)、⑥一時不在、⑦拒否、⑧面接不能等の事由をあらかじめ「単位別世帯名簿」上に一覧的な形で記載し、調査員は該当する番号を「単位別世帯名簿」中の所定の欄に記載する形とするなど、調査員にあまり負担をかけないで把握する方法が考えられる。

- そもそも接触することが困難な若年層について、郵送回収の導入により、若年層の回収率がどれほど改善することを見込んでいるのか。

→ 郵送回収の導入は、あくまで従来の調査員調査を基本とし、更なる回収率の上積みを図ることを目的として試行的に行うこととしているため、どのくらい回収率の向上につながるかは実施してみないと分からない。このため、今回調査の大規模調査からではなく、平成29年以降の簡易調査から試行的に導入し、導入効果等について検証の上、更に検討を進めることを考えている。

- 非標本誤差の縮小を図る観点から、面接不能世帯を対象に郵送回収を導入する方向で検討することであるが、簡単な問題ではないと思う。郵送回収を導入すれば、本当に若年層の回収率が向上するのか疑問である。若年層に対しては、郵送回収よりむしろスマートフォンの方が回答を期待できるのではないか。郵送回収しても調査票の記入内容の正確性が確保されないおそれもある中、具体的にどのような実効性のある取組を考えているのか。

- オンライン調査の導入については、今の本調査の実施方法ではシステム化になじまない、費用対効果の観点から導入が難しいとしているが、中長期的には検討していくことになることが想定される中、今後、導入が可能となる上で必要な環境整備や事項等について検討していくといった姿勢が必要ではないか。

- 欠測値の補完について、調査実施者の回答では、前回諮問時における部会での議論を踏まえ、府省横断的な議論を待つとのスタンスとなっている。しかしながら、その趣旨は、府省間での全体的な合意形成がなされるのを待って調査実施者が対応することを想定したものではなく、関係府省が集まって、積極的に検討材料や情報を提示してもらいつつ、検討することを求めているものと理解している。このような観点からみると、今回の説明内容では不十分であり、もっと積極的に関与していく姿勢を示すべきではないか。

6 次回予定

次回部会は、平成27年12月18日(金)16時から総務省第2庁舎6階特別会議室において開催することとされた。

第 65 回人口・社会統計部会議事概要

- 1 日 時 平成 27 年 12 月 18 日（金） 16:00～19:02
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
（部 会 長） 白波瀬 佐和子
（委 員） 嶋崎 尚子、永瀬 伸子
（専 門 委 員） 齋藤 博、松原 由美
（審議協力者） 美添 泰人（青山学院大学経営学部プロジェクト教授）、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県
（調査実施者） 厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室：
中村室長ほか
（事 務 局） 内閣府大臣官房統計委員会担当室：伊藤室長、廣瀬調査官
総務省政策統括官付統計審査官室：谷輪統計審査官、佐藤調査官ほか

4 議 題 「国民生活基礎調査の変更について」

5 概 要

前回及び前々回の部会審議において整理、報告等が求められた事項、報告を求める事項（残りの事項）の変更及び集計事項の変更について審議が行われた。

その結果、一部の意見を受けて、厚生労働省において再度説明資料を整理し、次回部会において報告することとされた。

主な意見は以下のとおり。

<主な意見>

（1）集計事項の変更について

- ・ 正社員、非正社員、無職など妻の就業状態による世帯年収分布の表章について、末子年齢が低い場合は、子育てのために妻が無職の世帯が多いが、末子年齢が高くなるにつれ、妻が無職の場合でも、比較的豊かなため無職の世帯と妻が仕事を見付けられず無職の世帯に分かれる傾向がある。こうした層が混在する点に留意し末子年齢で分けて時系列的な変化を表章することが有意義である。
- ・ 健康状態と所得や就業等とのクロス集計について、公的統計の結果表として公表することは困難であるとのことであるが、匿名データで研究者が分析する意義は大きいのではないかと考えている。こうした中で、本調査の匿名データのサンプル数は、所得票では約 5 万世帯の報告者に対して約 10 分の 1 の約 5000 世帯であり、健康や家族の介護と所得等の関係を分析するには少な過ぎるのではないかと、匿名データの規模を拡大すべきではないかと考えている。

（2）第Ⅱ期基本計画における指摘事項（所得票及び貯蓄票による調査の標本規模の拡大）への対応状況について

- ・ 調査方法等の見直しを行わず、単純に都道府県別表章が可能となるよう標本規模を拡大した場合、必要となる予算額は約 5 億 5000 万円から約 8 億 2000 万円になるとのことであるが、予算額の増額よりも調査員数を約 2000 人から約 1 万 1000 人に増員しなければならない方が、標本規模の拡大に当たっての現実的な問題としてあい路となっているのではないかと。調査員

の確保について現場の実情はどのようになっているか。

→ 調査員の高齢化が進んでおり、年々調査員の確保が難しくなっている。仮に予算が確保できたとしても、本調査の実査をきちんとできる調査員を確保することが非常に難しい状況にある。

- 単純な標本規模の拡大が困難であることはやむを得ないと考えるが、今後も、現状の予算の範囲内で調査方法等を工夫することにより標本規模を拡大する余地がないか、引き続き検討してほしい。

- 所得票の対象世帯とそれ以外の世帯に区分し、当該世帯によって2種類の世帯票（ショートフォーム（現行案ベースの調査票）、ロングフォーム（現行案ベースに所得階級を選択肢を設けて所得を把握する調査事項を追加した調査票））を用いて調査することについて、世帯票配布時点では、調査員が準備調査を行って作成する単位区の世帯名簿に基づき厚生労働省が抽出する所得票の対象単位区が確定していないため実施困難としているが、調査員が作成する世帯名簿によらずに最初から厚生労働省が調査対象にする単位区を指定した上で、所得票の対象とする単位区を抽出すれば良いのではないかと考える。調査員の負担軽減にもなるものとする。

→ 本調査の調査地区は国勢調査（総務省所管の基幹統計調査）の調査区を用いているが、国勢調査は5年周期で実施していることから、時間の経過とともに、調査地区内の世帯数が大きく増減することがあるため、準備調査で世帯数を確認の上、単位区を設定する必要がある。

→ 国勢調査の場合は、調査の直前に調査区内の世帯数に増減があることが分かったとしても、調査区の設定を改めて行っていないことから、本調査についても準備調査によらずに単位区を設定することを検討してほしい。

→ 調査実施後に、事後調査として幾つかの都道府県に対しヒアリングを行う機会があることから、準備調査によらずに単位区を設定することが可能なか意見を聴取し検討することとしたい。

- 国勢調査では、調査区設定に係る業務は調査員でなく地方公共団体が実施している。地方公共団体では、調査実施前に世帯名等の情報を表示してある民間業者作成の地図を調査員に渡すが、そこで調査区設定時にはなかった建物等が見つかった場合には調査員が番号を振るだけといった手順で簡素化を図っている。こういったことを踏まえると、本調査においても、調査員の負担軽減といった点から、単位区設定に係る業務の効率化を図る余地があるものとする。

- 所得票の調査対象となる単位区の決定・連絡が調査の直前であり、かなりタイトなスケジュールで対応することとなり、調査員の委嘱業務にも影響が出ている。このため、結局、本調査に従来から従事しており、調査を熟知している調査員に再度依頼せざるを得ない状況である。もっと早い時期に所得票の調査単位区が分かれば調査員への依頼等関係業務をスムーズに進めることができると考えている。

- 国勢調査の結果と準備調査の結果を比べることによって、調査地区内の世帯数にどのくらい増減が生じているのかについての確認・把握が可能となるのではないかと考える。その実態を把握・分析した上、調査ルートの一元化を含めた調査業務の効率化を図る観点から、単位区の設定方法について見直しを行う余地はないかと検討してほしい。

(3) 前回答申における今後の課題（非標本誤差の縮小等に向けた取組）への対応状況について

- ・ 一般に世帯統計では、世帯属性別に事後層化を行った上で、本調査と同様に推計人口を補助変量とするか、又は国勢調査の世帯類型別世帯数を補助変量として比推定を行っている。しかしながら、本調査では、単に都道府県別の推計人口のみを補助変量とする比推定を行っており、国勢調査と比べて単身世帯の世帯数に差異が生じているのならば、なぜ世帯属性別の事後層化を行わないのか。
- ・ 「国民生活基礎調査の標本設計・推定手法等に関する研究会」（座長：岩崎学成蹊大学理工学部教授）において、集計値を補正する理論の利用可能性について検討を行なった際に、無回答世帯の補正について、平成 19 年の本調査結果を平成 17 年国勢調査結果における世帯構造が似ているといった一定の仮定の下、3 通りについて推計し検討を行ったところ、世帯構造別の世帯数は合うが、世帯員の年齢階級別人口が全く合わない等、いずれも有効性は判断できなかったとの結論になっている。
 - 推定の対象となる変数は複数あり、現在の推計方法と比べて許容できない程度の誤差が本当に発生しているのか疑問である。
 - どのような推計結果であったのか、その内容を要約した上で、今後、推計方法の改善に向けて、どのような対応が可能なのか、資料を作成の上、次回部会で説明してほしい。
- ・ 本調査の標本設計及び推計方法等に係る情報提供の充実を図るため、「国民生活基礎調査の標本設計・推定手法等に関する研究会」報告書（平成 23 年 3 月）についても厚生労働省のウェブページに掲載する必要がある。
- ・ 若年層の回収率向上策としてウェブを使う調査方法は非常に有効であると考えている。オンライン調査の導入についてどのように考えているのか。
 - 将来的にはオンライン調査の導入について検討する必要があるものと認識しているが、現在の調査方法等を前提として、パソコン及びスマートフォンに対応した電子調査票の開発や提出状況管理システムの構築等、国勢調査と同様のオンライン調査を導入した場合の経費を見積もったところ、約 19 億円を要する見込みである。このようなことから、調査ルートの一元化や調査票の大幅な見直し等、調査の抜本的な見直しを行わないと導入は困難であると考えており、当面は郵送回収の導入による回収率の向上に取り組んでいきたい。
- ・ 調査員調査をベースに、面接不能世帯を対象として郵送回収を導入するとのことであるが、導入により調査票の記入内容の正確性が失われ、欠測値が多くなるおそれがあることから、非標本誤差の縮小にどの程度寄与するのか、継続的に検証していくことが必要である。
- ・ 本調査と国勢調査の調査結果において世帯数に差異が生じていることについて、国勢調査がいわば母集団情報であることから、国勢調査結果の情報を十分に活用し積極的にその原因を検証・分析することが必要である。

(4) 報告を求める事項の変更（教育（15 歳以上の者のみ））について

- ・ 調査の際に、報告者から特別支援教育に係る調査事項を設けている趣旨について質問があると考えられる。このため、調査員は報告者に対しどのように説明すれば良いのかといった説明資料を作成するとともに、事前に調査員に対し本調査事項の意義等について十分周知しておく必要があるのではないかと。
 - 障害者の実態について、これだけ大規模に把握する調査は初めてであり意義のあるものとするが、報告者に十分に配慮した上で調査を行うためにも、調査員への指導、説明等をしっかり行うことが必要である。

(5) 前回答申における今後の課題（就業・雇用形態の区分に関する用語・概念の見直し）への対応状況について

- ・ 本調査は世帯を対象としているため、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」（平成 27 年 5 月 19 日各府省統計主管課長等会議申合せ）の適用範囲外であるものの、可能な限り同ガイドラインと整合した対応を行うことが必要であることから、引き続き検討してほしい。

6 次回予定

次回部会は、平成 27 年 12 月 28 日（月）13 時から総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室において開催することとされた。

第 68 回人口・社会統計部会議事概要

- 1 日 時 平成 27 年 12 月 28 日（金）13:00～14:25
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
(部 会 長) 白波瀬 佐和子
(委 員) 嶋崎 尚子、永瀬 伸子
(専 門 委 員) 齋藤 博
(審議協力者) 美添 泰人（青山学院大学経営学部プロジェクト教授）、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、神奈川県
(調査実施者) 厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室：中村室長ほか
(事 務 局) 内閣府大臣官房統計委員会担当室：伊藤室長、廣瀬調査官
総務省政策統括官付統計審査官室：谷輪統計審査官、佐藤調査官ほか
- 4 議 題 「国民生活基礎調査の変更について」
- 5 概 要

前回の部会審議において整理、報告等が求められた事項について審議が行われた。

その結果、一部の意見を受けて、厚生労働省において再度説明資料を整理し、次回部会において報告することとされた。

主な意見は以下のとおり。

<主な意見>

(1) 調査単位区の設定方法について

- ・ 国勢調査（総務省所管の基幹統計調査）では、調査員に調査区要図とともに、建物に世帯名の入った民間業者作成の住宅地図等を渡していることから、調査員は、あらかじめ現況に近い情報を把握した上で調査区を巡回しており、最終的に手書きにより現況を反映させた調査区要図を完成させている。

したがって、単位区間で世帯数がある程度均等にするということならば、少々古い住宅地図であっても、おおよそ現況に近い情報を得られることから、これを用いて事前に調査実施者において、調査地区を単位区に分割することが可能ではないかと考えている。単位区の設定を厳密に行うことよりも、調査員の負担を軽減の上、一定の精度を確保することの方が重要ではないか。

→ 本調査では、4月下旬に調査員が準備調査を実施し、約 50 世帯の国勢調査の調査区を 25 から 30 世帯程度の単位区に 2 分割しているが、例えば、5 年周期の国勢調査の後に、ある調査区でマンションが建設されたため 50 世帯から 200 世帯に世帯数が増加した場合は、更に細かく分割することがあり得ることから、御提案の方法を直ちに採用することは困難であると考えている。

→ 調査地区内の世帯数は、調査員が準備調査で巡回の上、確定することになるものの、その結果によって調査地区の設定を見直すことを考えていないことから、単位区の設定についても、調査員が巡回の上、設定するのではなく、調査実施者があらかじめ住宅地図等を利用して設定する余地があるのではないか。

→ 調査実施者では、国勢調査の調査区から抽出している調査地区と本調査の準備調査の結

果を比較して、どのくらいの調査地区で何%程度の世帯数の乖離が生じているのかといった情報を保有していると考えられることから、そのような情報を提示し、現状がどうなっているのか説明した上で、この御提案について、どこまで実施可能なのか積極的に検討していただくことが重要であると考えている。

なお、「国民生活基礎調査の標本設計・推定手法等に関する研究会」報告書（平成 23 年 3 月。以下「平成 23 年 3 月の報告書」という。）では、「国勢調査地区の問題点について」として、国勢調査とのタイムラグによる情報の劣化については、「国勢調査地区情報が更新される前後の年で極端な結果の差は観察されないので、影響は少ないとみることができる」と述べられている。

- ・ 国勢調査には、調査区の基礎単位となる「基本単位区」^(注)があり、おおむね 20～30 世帯で構成されていることから、1つのアイデアとしては、この基本単位区を本調査の単位区として利用することが考えられる。

(注) 住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）第 2 条第 1 号に基づく街区又は街区に準じた境域を基準としており、その境界となる地形・地物が大幅に変更されるなど特別な事情がない限り、これを変更することなく踏襲することとされている。

- ・ 調査員による準備調査において調査地区内の正確な世帯数を把握し、精度を上げるために単位区を設定の上、所得票による調査を実施しているところであり、所得票の回収率が低下している中、調査地区内の世帯数が減った場合、準備調査によらずに単位区を設定することは結果精度の観点から疑問である。

→ 一連の議論は、本調査が集落抽出により調査対象世帯を選定の上実施しているといった特徴を踏まえたものである。集落抽出のメリットなどは十分に承知しているが、今後、なぜ無作為抽出による調査を実施しないのかといった議論にもつながる可能性があるのではないか。そのような議論となる前に、集落抽出を前提とした上で、現行の調査設計を見直す余地がないのか、引き続き検討していくというスタンスが重要ではないかと考えている。

- ・ 平成 23 年 3 月の報告書で指摘されていることについて、調査実施者として継続的に検討していくことが必要であると考えられるものの、今回調査においては住宅地図等を利用した単位区の設定が困難であることは了承することとする。

(2) 推計方法について

- ・ 調査員が巡回して作成している単位区別世帯名簿では、面接不能世帯を除いて世帯員数がある程度把握していることから、これを活用して世帯類型（単独世帯、単独世帯以外の世帯）別に事後層化を行った上で比推定を行う余地はないのか。また、家計調査（総務省所管の基幹統計調査）等では、調査拒否の世帯について、世帯の基本的な属性だけでも把握する取組を行っており、本調査の調査方法の改善に向けて検討を行なう際に参考にしてほしい。

- ・ 平成 23 年 3 月の報告書では、国勢調査の結果を利用して推計値の補正を試みた際、世帯類型別・世帯主年齢階級別に層化しており、その際の年齢階級の幅は 5 歳となっているが、総務省所管の家計に関する基幹統計調査では、単独世帯の年齢階級の幅を 3 区分（35 歳未満、35～59 歳、60 歳以上）で層化の上、推計値を補正している。本調査でも県単位での補正において検討の余地があるのではないか。

→ 調査地区単位での属性別調査対象世帯数が分からないことから、県単位でも正確な把握ができないため、御提案の補正方法を導入することは困難であると考えている。

- ・ 平成 23 年 3 月の報告書では、平成 22 年については、本調査と国勢調査が同じ年で実施されているので、このデータを用いて、更に検証する必要があると記載されており、これは継続的に検討する必要があるということである。調査実施者として、更なる改善に向けて検討していただきたい。
 - 平成 17 年国勢調査結果の世帯類型別世帯数を用いた推計値の補正において、属性別世帯数は合うものの世帯員数に乖離が生じることから、世帯類型別の層化による推計は妥当でないことを十分に説明する反証材料となっており、仮に平成 22 年のデータで一定の改善がみられたとしても、御提案の推計方法は採用できないものとする。
- ・ 前回の本調査に係る部会審議において、補正の方法については府省横断の場等で更に検討することが望ましい旨の議論があり、また、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 26 年 3 月 25 日閣議決定）でも府省横断的な統計上の課題について検討、取組の推進を図るといった記述がある。これまでの研究結果を積極的に提供した上で、府省横断の場等で議論していただきたい。
 - 府省横断の場等で検討するとしても、調査実施者が積極的に検討材料を提供することが必要であり、単に府省横断の場等で検討すればよいという姿勢では好ましくないと考える。
非標本誤差はサンプリングに係る問題でもあり、サンプリングの在り方については、各府省で共通する課題を抱えていることから、府省横断の場等で検討することが考えられるとしても、本調査には独自の特徴があることから、これに関する情報を十分に整理しておく必要があるのではないかと考える。
- ・ 推計方法の精緻さを求めることも考えられる一方で、回収率をどのようにして向上させるのか、また、全数調査である国勢調査の母集団情報と本調査の準備調査による名簿情報により整備されている二次的擬似母集団との間の乖離の状況がどのようになっているのか明らかにすることが重要であるとする。
- ・ 平成 17 年国勢調査結果を用いた推計値の補正を行った場合、世帯員数について、総務省人口推計から乖離が生じていることについて、80 歳以上を除けば、実数ではなく比率でみると、推計誤差の範囲に比べて決定的な差があると思えない。また、80 歳以上は誤差が大きいものの、全体でみると相対誤差率としては許容できる範囲かもしれない。
 - 80 歳以上世帯員数が総務省人口推計に比べて過少なのは、本調査がそもそも社会福祉施設等の入所者を調査対象外としているからであろう。介護等の入所者分だけ、国勢調査より高齢世帯員人口が少ないのはむしろ正しい推計値と考えられる。

6 次回予定

次回部会は、平成 28 年 1 月 18 日（月）12 時 45 分から総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室において開催することとされた。

